

JSCがスポーツ博物館を設置する意義について(案)

秩父宮記念スポーツ博物館が設置された背景

- ・我が国のスポーツ振興に尽力された秩父宮雍仁親王殿下を記念し、日本のスポーツ史の発展を紹介するために1959年に設置。(秩父宮殿下のご遺品も多数展示・保管)

長年にわたる貴重な資料群の収集・保存、展示

- ・JSCが国の機関として、設置後約60年間にわたって我が国のスポーツ史を紐解く上で貴重な資料群を収集・保存、展示。
- ・国の機関であることによる信頼に基づき、数多くの寄贈、寄託品を受入れ。
- ・1964年東京大会をはじめ、過去の国内外のオリンピック関係資料を数多く所蔵。
- ・JSCがスポーツ博物館を設置していることにより、文化的資産でもある所蔵資料の散逸を防ぎ、持続可能性のあるものとする事が可能。

国民がスポーツ文化に触れる機会の充実

- ・「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」(スポーツ基本法前文)であり、また文部科学省の「第2期スポーツ基本計画」(平成29年3月)では、国はスポーツの価値を全国各地に拡大することとされている。

スポーツに関する資料のアーカイブ・ネットワーク化の推進

- ・「第2期スポーツ基本計画」において、国の取組として、「スポーツに関する多様な資料を保有する関係機関と連携し、資料のアーカイブ化やネットワーク化を推進し、当該資料の利活用を促進すること」が求められている。



スポーツ振興を目的とした唯一の独立行政法人であるJSCが、引き続きスポーツ博物館を設置することにより、貴重な資料の寄贈、寄託品の公的な受入れ先としての役割を担うとともに、これまで収集した資料群を活かして通史的な保存・継承、デジタル・アーカイブ化による利活用及び教育普及活動の充実に取り組み、国民がスポーツ文化に触れる機会を保障していく。また、スポーツ資料を持つ全国の博物館等との連携を通じて、日本で唯一の総合スポーツ博物館として中核的な役割を果たすことにより、スポーツの魅力を国内外に発信し、スポーツの価値の共有と社会の発展に貢献できる。